

平成22年10月 8日

最上総合支庁長

小松 喜巳男 殿

最上小国川流域環境保全協議会

委員長 中島 勇喜



最上小国川流域環境保全協議会中間とりまとめについて

最上小国川流域環境保全協議会でこれまで審議したことについて、
とりまとめたので報告する。



最上小国川流域環境保全協議会 中間とりまとめ

平成22年10月

最上小国川流域環境保全協議会中間とりまとめ

県は、最上小国川流域の安全安心を確保するため、河床部に常用洪水吐きを設けた「流水型ダム」等による治水対策を進めている。

最上小国川流域環境保全協議会（以下「環境保全協議会」という。）は、この治水対策を行うにあたり、工事施工に伴う環境保全の進め方について審議することを目的として設置されている。

環境保全協議会は、流水型ダムと地域の特性を踏まえて、環境へ配慮するように、専門的観点から7回にわたり審議を重ねてきた。

環境影響評価法を参考に流水型ダムによる環境への影響について、これまで審議した結果は以下のとおりである。

①水環境については、流水型ダムの特性上、平常時は流水や土砂移動への影響が小さいと考えられる。また、洪水時は水の貯留による水温・溶存酸素・水質（富栄養化）は、ダムのない場合とほぼ同様であると考えられる。

シミュレーションの結果、洪水時における濁りの濃度及び継続時間において、ダムのない場合と比較し若干の差異が生じる。その差異による魚類（アユ等）の成育や生態に対する影響は小さいと考えられる。

なお、流水型ダムは全国的にも事例が少ないとから、今後も最新知見等を収集し、水環境への影響に配慮するよう努める。

②動植物等については、環境保全措置や配慮事項等による影響の低減が期待される。

③付着藻類については、環境保全協議会で審議した検討方針に基づき、継続した調査が必要である。

④工事中の騒音・振動については、至近集落と事業実施区域が離れているため、影響は小さいと考えられる。